

月報

## し う い し

〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8  
ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107



## 労働市場の動向(令和7年10月内容)

<求人はハローワークへ!!>

**【求職の状況】**

- 新規求職者数は118人で、前月と比べて9.3%増加した。
- 月間有効求職者数は578人で、前月と比べて1.4%増加した。

**【求人の状況】**

- 新規求人数は229人で、前月と比べて5.4%減少した。雇用形態別でみると一般は前月と比べて12.2%増加し、パートは前月と比べて32.6%減少した。
- 月間有効求人数は657人で、前月と比べて0.3%減少した。

**【求人倍率の状況】**

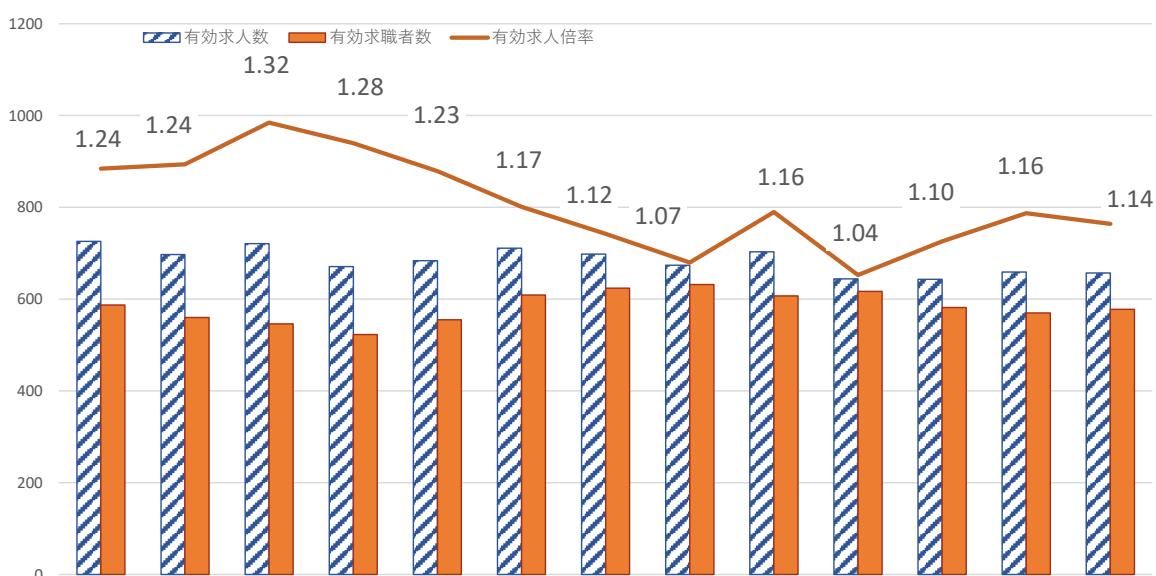
- 有効求人倍率は1.14倍で、前月を0.02ポイント下回った。雇用形態別でみると一般は1.25倍で前月と比べて0.03ポイント増加した。パートは0.95倍で、前月と比べて0.68ポイント減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

**有効求人・求職者及び求人倍率の推移**

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数值



	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月
有効求人	726	697	721	671	684	711	698	674	703	644	643	659	657
有効求職者	587	560	546	523	555	609	624	632	607	617	582	570	578
有効求人倍率	1.24	1.24	1.32	1.28	1.23	1.17	1.12	1.07	1.16	1.04	1.10	1.16	1.14

## 一般職業紹介状況（令和7年10月内容）

項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	118	9.3	▲ 18.1
	うち男	57	16.3	▲ 14.9
	うち女	61	7.0	▲ 20.8
	年齢別	~44歳	47	▲ 11.3
		45~54歳	20	▲ 13.0
		55歳~	51	59.4
求人関係	月間有効求職者数	578	1.4	▲ 1.5
	うち男	278	3.0	▲ 2.5
	うち女	298	0.0	▲ 0.7
	年齢別	~44歳	222	7.2
		45~54歳	107	▲ 4.5
		55歳~	249	▲ 0.8
求人関係	新規求人数	229	▲ 5.4	▲ 28.4
	主要産業別	建設業	63	117.2
		製造業	47	20.5
		卸売・小売業	13	▲ 82.9
		飲食店・宿泊業	11	175.0
		医療・福祉	37	23.3
就職関係	月間有効求人数	657	▲ 0.3	▲ 9.5
	紹介件数	137	13.2	0.0
	うち男	79	25.4	23.4
	うち女	58	0.0	▲ 20.5
	就職件数	32	▲ 15.8	▲ 8.6
	うち男	16	33.3	6.7
	うち女	16	▲ 38.5	▲ 20.0

\*性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

## 雇用保険取扱状況（令和7年10月内容）

項目		当月	前月	前年同月
適用関係	月末現在事業所数	780	779	794
	資格取得者数	101	87	88
	資格喪失者数	118	110	113
	月末現在被保険者数	10,734	10,863	11,193
給付関係	一般 受給資格決定件数	35	35	38
	受給者実人員	186	194	126
	支給金額(千円)	25,763	26,526	18,333
	高齢 受給者数	10	9	23
	支給金額(千円)	2,658	2,194	4,715
	特例 受給者数	0	0	0
再就職手当	支給人員	9	16	11
	支給金額(千円)	3,908	10,694	4,724

事業主の皆さんへ

# 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

### NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
コース区分	基本部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円	6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円	

### 活用のポイント 労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

# 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。



## 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度等**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



## 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

# より高い待遇への労働移動等への支援

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ **雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package_00007.html)



(R 7.10)



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 宮城県の最低賃金

## 改定のお知らせ

宮城県最低賃金	時間額	効力発生日
	1,038円	令和7年 10月4日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	時間額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	1,125円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和7年 12月15日
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	1,077円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 <u>注:(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。</u>	令和7年 12月15日
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	1,101円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和7年 12月15日

「臨時、パートタイマー、アルバイト労働者」「主として事務の業務に従事する者」「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9072

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112